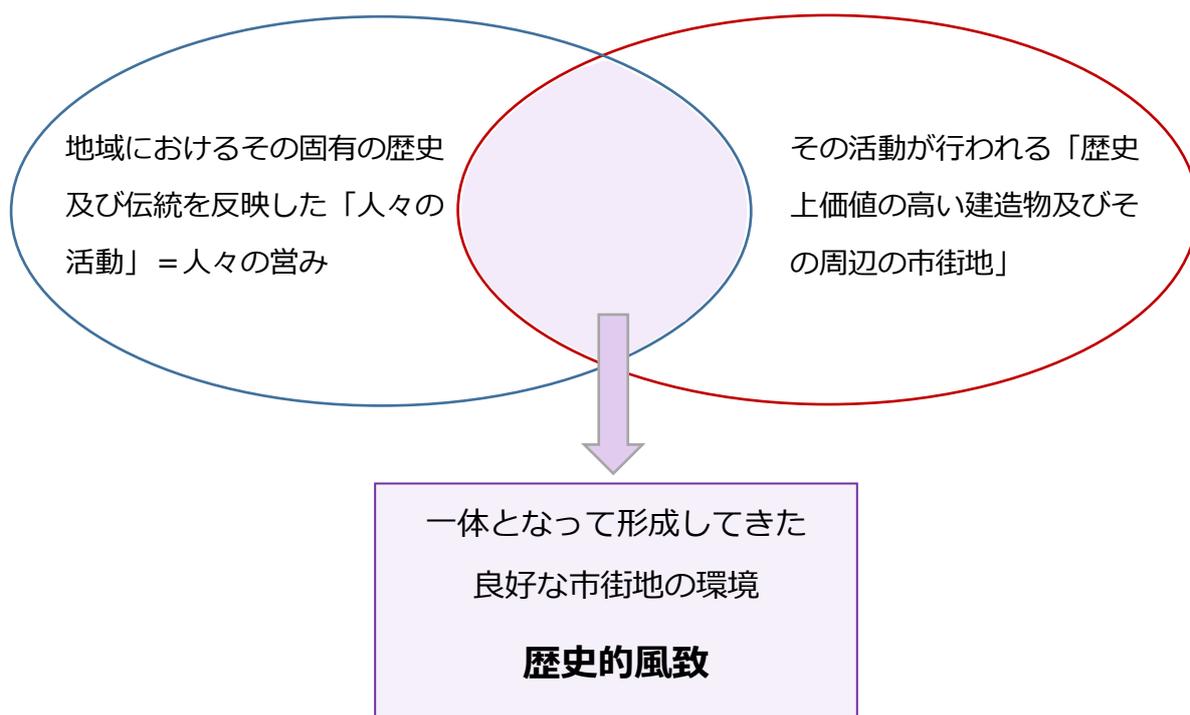


第2章 維持及び向上すべき歴史的風致

1. 歴史的風致に関する概要・分布状況

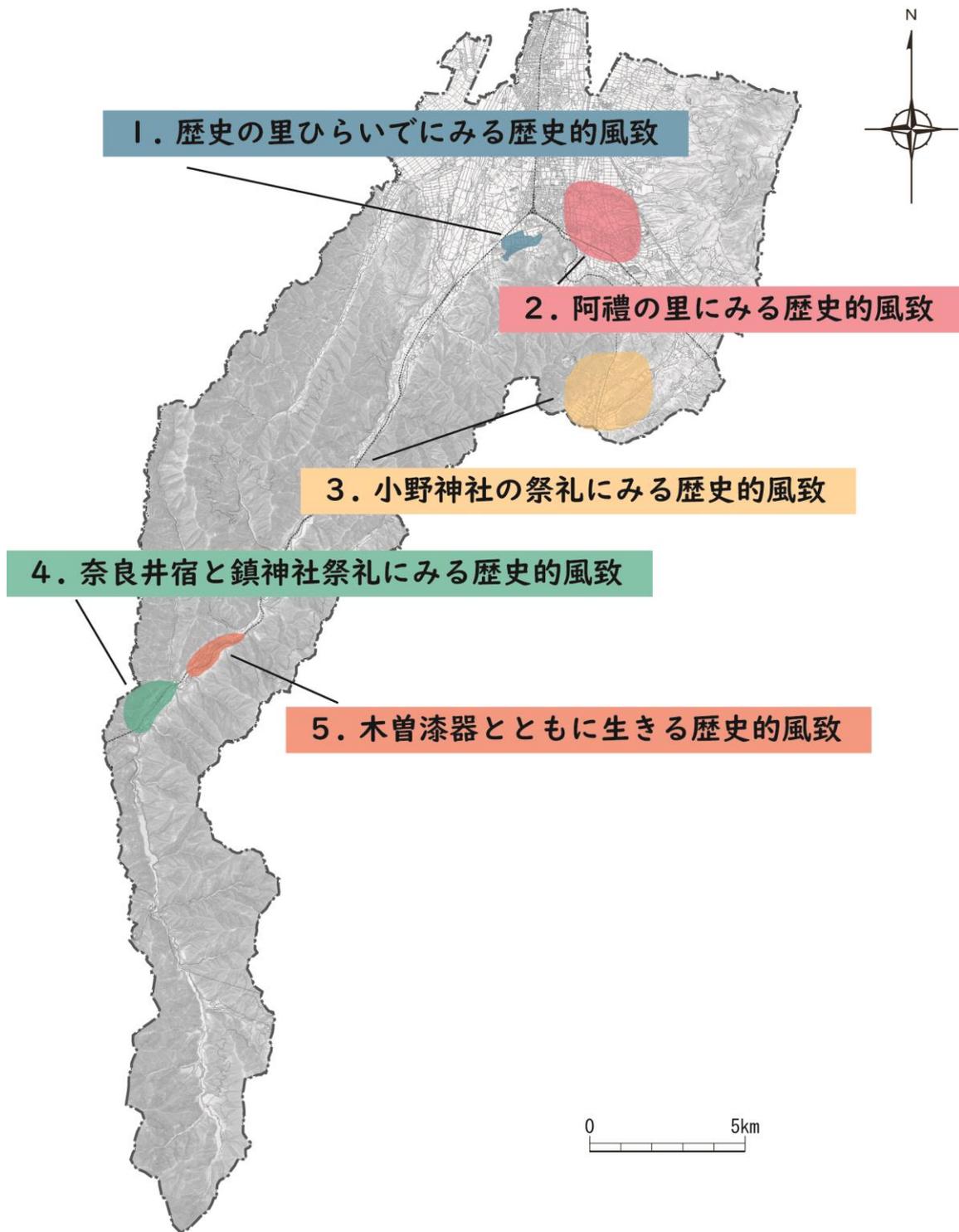
歴史的風致とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。



塩尻市には、平出遺跡をはじめとする遺跡や、重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区に指定・選定されている住居などの歴史的建造物が各所に点在し、また、地域に根差した年中行事や産業等が現在まで受け継がれており、歴史的建造物と人々の活動とが、一体となって、風情や情緒、たたずまいのある本市独自の歴史的風致を形成しています。

本市における維持・向上すべき歴史的風致は次のとおりです。

番号	名称
1	歴史の里ひらいでにみる歴史的風致
2	阿禮の里にみる歴史的風致
3	小野神社の祭礼にみる歴史的風致
4	奈良井宿と鎮神社祭礼にみる歴史的風致
5	木曾漆器とともに生きる歴史的風致



塩尻市歴史的風致位置図